

## 随意契約結果表

所 属	感染症対策グループ
契約日	令和 4 年 3 月 1 日
契約業者名	豊前医化株式会社
品 名	パルスオキシメーター（2, 000 台）
契約金額 （税込み）	15, 400, 000 円
随意契約理由	<p>新型コロナウイルス感染者数の急増により、病床がひっ迫しており、医師が可能と判断し、本人の同意がある患者については、自宅での療養を可能とする「ホームケア」の仕組みを1月20日より運用している。</p> <p>患者は、県から配送されたパルスオキシメーター等を利用し、WEB上の健康観察フォームへ症状等の入力を行い、患者の状態を踏まえ、担当医師やホームケア班看護スタッフ等がモニタリングしている。健康観察において血中酸素飽和度を測定する必要があることから、パルスオキシメーターを所有していない方へ貸し出しをしている。</p> <p>ファーストケア（患者に対する初期対応として、生活支援物資の配送や医療機器等の貸出等を行うこと）の導入に伴い、陽性が判明した翌日には原則として全ての患者に対し、パルスオキシメーター等の医療機器を発送することとしており、患者数の拡大に伴い、現在所有しているパルスオキシメーターでは不足する恐れがある（2月28日現在の在庫数は約600台）。</p> <p>有症状者の療養解除予定日は発症日から10日後となっており、解除後およそ1週間程度でパルスオキシメーターを返却いただいているが、消毒を行い、次の患者へ配送するには在庫が十分ではない。</p> <p>新たな患者へパルスオキシメーターを貸し出すためには、早急に在庫の積み増しが必要であり、直ちに契約をする必要がある。このため、早急に確保できる豊前医化株式会社ほか1社から見積を徴収し、1社と随意契約を締結することとした。</p>

	以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき随意契約とし、見積合わせを実施する。
随意契約の根拠 法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号